

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	日本エンタープライズ株式会社		コード	4829
提出日	2026/9/24	異動（予定）日	2026/9/18	
独立役員届出書の提出理由	独立役員である吉川信哲氏が2026年9月5日に逝去し、同日をもって社外監査役を退任したことにともない、新たに星野正司氏を独立役員として指定するため			
☐ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）																	異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	n	o	該当 なし			
1	福田 正	社外取締役																○				
2	岩田明子	社外取締役																○				
3	星野正司	社外監査役	○															○	指定	有		
4																						
5																						

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	福田 正氏は、デジタルコンテンツ分野やマーケティング領域において高い専門性と幅広い知見を備えており、当社グループのデジタル戦略の推進やイノベーション創出に関して、市場動向を的確に捉えた指摘や提言を行っており、独立した立場から経営の監督と助言を行う適切な人材であると判断しております。
2	該当事項はありません。	岩田明子氏は、マスコミ、ジャーナリストとしての豊富な経験を有しており、メディアや世論の動向を的確に捉えた広範・公正な視点に基づいた指摘や提言を行っており、独立した立場から経営の監督と助言を行う適切な人材であると判断しております。
3	該当事項はありません。	星野正司氏は、公認会計士資格を有しており、財務及び会計分野に対する豊富な経験と幅広い見識を監査に反映し、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、東京証券取引所の「上場管理等に関するガイドライン」で定められた項目のいずれにも該当しておらず、十分な独立性を有しており、一般株主と利益相反の生ずるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役又は会計参与
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主又はその業務執行者
- j. 上場会社が主要株主である者の業務執行者
- k. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社の株式を政策保有株式として保有している者の業務執行者（本人のみ）
- m. 上場会社が株式を政策保有株式として保有している者の業務執行者（本人のみ）
- n. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- o. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～oの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご注意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～oのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。